

第 265 回 滋賀県公有財産審議会議事概要

標記の審議会について、結果概要を下記の通りお知らせいたします。

・本審議会については、議案第6号および第 7 号のみ公開しております。審議の記録の公開は、議案第6号および第 7 号のみとし、それ以外の議案は結果のみ記載しています。

- 1 日 時 令和6年10月31日(木)14:00～16:10
- 2 場 所 滋賀県立県民交流センター(ピアザ淡海)206会議室
- 3 出席者 【委員】駒林良則会長、上田和子委員、西川真美子委員、佃裕美委員、
千代博委員、上田理子委員、田中勝委員、北川純二委員
【幹事】濱川克彦幹事、植村拓也幹事
【欠席】荒木麻実委員、岡田英基委員、寺田由美子幹事
- 4 進行等 議長:駒林 良則(会長)
事務局:大橋 淳也(財政課 財産活用推進室長)
- 5 諮問案件
第1号……………土地の買取について
第2号……………土地の貸付について
第3号……………土地の譲渡について
第4号……………土地の交換について
第5号……………土地の譲渡について
第 6 号……………行政財産使用料減免基準の検証結果について
第 7 号……………行政財産使用料減免基準の見直しの方向性(協議)

6 概要

第1号議案

土地の買取について

(提案課より説明)

(原案のとおり承認、答申)

第2号議案

土地の貸付について

(提案課より説明)

(原案のとおり承認し、答申することと決定)

第3号議案

土地の譲渡について

(提案課より説明)

(原案のとおり承認し、答申することと決定)

※約 5 分間休憩

議案第4号

土地の交換について

(提案課より説明)

(原案のとおり承認し、答申することと決定)

議案第5号

土地の譲渡について

(提案課より説明)

(原案のとおり承認し、答申することと決定)

約 20 分間休憩

内部委員・幹事は退席された。

※濱川幹事(事務局:財政課長)は事務局席へ移動

議案第6号

行政財産使用料減免基準の検証結果について

【説明】 総務部財政課

(提案課より説明)

会長 ご質問はよろしいでしょうか。それでは本件については減免基準の変更は要しないけれども、運用面での見直しをお願いしたいということをこの審議会の結論としたいと思います。

(原案のとおり承認し、答申することと決定)

議案第7号

行政財産使用料減免基準運用の見直しの方向性(協議)

【説明】 総務部財政課

委員 P5 の県との連携というところですが、県の職員があて職で入っている団体は連携が取れているということですが、実際どれくらい県の職員が入っているのでしょうか。また、県の職員であれば異動もあると思いますが、プロパー職員もいる中でどの程度意見を反映できる環境なののでしょうか。

提案課 ある団体の場合、理事に県の課長職や室長職の者があて職として入っています。異動があれば人が変わることになります。

団体の役員に県のあて職の者が入るということは、団体がその者に一定の役割を期待しているということです。ですので、そのような反映はできている状況であると考えています。

委員	法人によっていろいろなんでしょうね。あまりあて職の人間がコントロールしすぎると団体の自制がなくなるので、バランスの問題もあると思います。
委員	最後のページで、適切な運用ができているか第三者からのチェックが必要ということで、審議会場で確認していただきたいということがかかれています。適切な運用の確認は、毎年やっていく必要があると思いますが、公有財産審議会場で具体的にどのような確認をしていくのか、考えを聞かせてください。
提案課	県では毎年監査委員に定期監査をいただいております、そちらの方で監査してもらえないか監査委員事務局に確認しました。監査調書には使用許可の状況という項目もありますが、定期監査も年度ごとに重点項目があり、定期監査の中ですべての項目を毎年チェックするのは難しいということでした。 そういったこともあり、審議会にお願いしたいと考えています。具体的にはこれからとなりますが、前回の審議会場で個別の団体について適用状況を説明しておりまして、それがベースになっていくと思っております。ただ、ご意見を踏まえて追加項目があれば随時追加することになると考えています。 使用許可は基本的に単年度更新ですが、基礎になる評価額は 3 年に 1 回変わるので、基本は 3 年ごとの確認になると考えています。
委員	審議会場で全部チェックしていくということでしょうか。
提案課	すべては難しいと思っています。 例えば別のある団体は県の証紙の売り上げが収益の柱ですが、県の証紙の制度が廃止の見込みであり、団体が今後どうなっていくか不透明な状況です。このように対象数も今後どうなるか分からないので、その時点の対象数を考慮して、都度の判断になっていくと考えています。

委員	この審議会でどのようなところを審議するのかというイメージをいただければありがたいです。チェックのイメージがまだ共有できていないと思います。 細かいところまですべてというのは時間的にも厳しいと思っています。
提案課	現時点での想定ですが、9月の審議会にて個別の適用事例の説明をさせていただきました。基本的にはそれと同じように説明させていただいて、本当に減免基準にあてはまっているかということを第三者の視点で確認いただくということを考えています。解釈の基準を変えていこうと思っていますので、減免基準の適用の要件は前回の説明とは変わってくると思います。
委員	どのくらいのボリュームで、どのくらいの時間をかけてやっていくのかということがあまり見えなかったものですから、質問させていただきました。
委員	運用を見直すということですが、運用がどう変わったのか対比表みたいなものは出していただけるのでしょうか。
提案課	もちろん新旧対比表はお出しします。 この際いろいろと改正しようと思っているので、変更点のボリュームはあると思いますが、審議会では減免基準に関係のある部分の新旧を見ていただこうと思っています。
会長	新しい運用基準で来年の4月1日からの許可をしていくために、12月の審議会で決着をつけないといけないということですね。 次回は具体的なものを出していただいて審議することになろうかと思います。 それではこの協議事項は以上とさせていただきます。